

令和6年度第4回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会

令和6年度化学物質審議会第1回安全対策部会

第246回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

【第一部】

1. 日 時：令和6年7月19日（金）13時00分～13時45分

2. 開催方法：Web会議

3. 出 席：（五十音順、敬称略）

薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会委員

稲見 圭子	小野 敦	北嶋 聡
齋藤 文代	正田 卓司	杉山 圭一
豊田 武士	平林 容子（座長）	広瀬 明彦
北條 仁	増村 健一	三澤 隆史

化学物質審議会安全対策部会委員

石川 百合子	小野 恭子	蒲生 昌志
北本 幸子	金原 和秀	須方 督夫
瀬戸 洋一	東海 明宏（部会長）	永井 孝志
林 真実	村田 里美	森田 健

中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会委員

石塚 真由美	梶原 夏子	川嶋 貴治
菅野 純	小池 英子	小山 次朗
白石 寛明（委員長）	鈴木 規之	山本 裕史
吉岡 義正		

事務局

厚生労働省 田中化学物質安全対策室長

経済産業省 内野化学物質安全室長

環 境 省 清丸化学物質審査室長 他

4. 議題

1. 第一種特定化学物質に指定することが適当とされたペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) 関連物質に係る所要の措置について
2. その他

○環境省事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和6年度第4回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会、令和6年度化学物質審議会第1回安全対策部会、第246回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会【第一部】を開催いたします。

本日はいずれの審議会も開催に必要な定足数を満たしており、それぞれの審議会は成立していることを御報告いたします。

本合同審議会は【第一部】、【第二部】、【第三部】、【第四部】に分けて実施いたします。本日は13時から13時50分までを【第一部】として、「第一種特定化学物質に指定することが適当とされたペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）関連物質に係る所要の措置について」の議事を公開で行います。

【第一部】終了後、5分間休憩を挟みまして、13時55分から14時25分にかけて【第二部】として「第一種特定化学物質に指定することが適当とされたデクロランプラスに係る所要の措置について」の議事を非公開にて行います。

【第二部】終了後、10分間休憩を挟みまして、14時35分から15時15分にかけて【第三部】として「第一種特定化学物質であるペルフルオロオクタン酸関連物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令において規定する化学物質について」の議事を公開にて行います。

【第三部】終了後、15分間休憩を挟みまして、15時30分から18時にかけて【第四部】として「新規化学物質の審議について」の議事を非公開にて行います。

なお、【第一部】と【第三部】は公開の会議であることから、会議の様子をYouTubeにてオンライン配信しておりますので御了承をお願いいたします。

本日、大変議題が多く長時間の審議となりますので、円滑な議事進行に御協力いただきますようお願い申し上げます。

○厚労省事務局 厚生労働省事務局より委員の異動について御報告いたします。

化学物質調査会委員であられた頭金正博委員から辞任の申出があり、御退任されております。

本合同審議会を開始する前に、厚生労働省事務局より所属委員の薬事審議会規程第11条への適合状況の確認結果について報告させていただきます。

薬事審議会規程第11条においては、「委員、臨時委員又は専門委員は、在任中、薬事に関する企業の役員、職員又は当該企業から定期的に報酬を得る顧問等に就任した場合には、辞任しなければならない。」と規定しております。今回全ての委員の皆様より、薬事審議会規程第11条に適合している旨を御申告いただいておりますので、御報告させていただきます。

委員の皆様には、会議開催の都度、書面を御提出いただいておりますので、御負担をおかけしており

ますが、引き続き御理解、御協力賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○経産省事務局 続きまして、経済産業省事務局より、化学物質審議会安全対策部会の新任の委員を御紹介いたします。

国立研究開発法人産業技術総合研究所の蒲生昌志委員です。

蒲生委員、一言御挨拶をお願いいたします。

○蒲生委員 産業技術総合研究所の蒲生と申します。御紹介ありがとうございました。安全科学研究部門の部門長を務めております。よろしくお願いいたします。

○経産省事務局 蒲生委員、ありがとうございました。

○環境省事務局 それでは【第一部】を始めるに当たり、配付資料について確認を行いたいと思います。資料名の読み上げは割愛させていただきますが、議事次第に沿って資料を確認させていただきます。

資料は、議題順に議題1関連として資料1、資料2、参考資料1から6、最後に委員名簿がございます。過不足等がございましたら事務局までお申出ください。よろしいでしょうか。

では今回、3省合同のWEB開催としているため、スムーズな審議を行うため、議事に先立ち、審議の進行方法等について事務局より御説明させていただきます。

まず、御発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。御意見、御質問をいただく際は、Webexのチャット機能を活用し、御自身のお名前、所属する審議会の担当省庁名を御入力ください。座長から順に発言者を御指名いただきます。

なお、チャットが使用できない委員におかれましては、発言前にマイクをオンにして、所属する審議会の担当省名及びお名前をお知らせください。

御発言のタイミングが重なった場合は、座長から順に発言者を御指名いただきます。

会議中、マイクの調子が悪かった場合などは、チャットに御発言内容を御記入いただくようお願いする場合がございます。

システムの動作不良などがございましたら会議の途中でも結構ですので、事前にお伝えしております事務局の電話番号まで御連絡ください。また、事務局のサーバーがダウンするなどのトラブルが発生した場合は、事務局から一斉にメールで御連絡いたしますので御確認をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の全体進行につきましては、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の白石委員長をお願いいたします。

白石委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○白石委員長 はい、白石でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

これより議事に移らせていただきます。

初めに、本日の会議【第一部】の公開の是非についてお諮りいたします。

各審議会の公開につきましては、それぞれ規程のあるところでございますが、「公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の者に不当な益、若しくは不利益をもたらすおそれがある場合」等、非公開とすべき場合には該当しないと考えますので、原則公開といたしたいと思っております。ただし、営業秘密等に該当する場合は秘匿することを認めることといたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○白石委員長 はい。よろしいようですので、本日の会議の【第一部】は公開といたします。

議事録につきましては、ホームページ等で公開されますので、あらかじめ御承知おき願います。

それでは、議題1、第一種特定化学物質に指定することが適当とされたペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）関連物質に係る所要の処置についてに関する審議を行います。

資料について、事務局より説明をお願いします。

○環境省事務局 では、資料の説明をさせていただきます。資料1を御覧ください。

まず、1ページ目、今回の検討の背景について御説明させていただきます。

ストックホルム条約の対象物質については、化審法等の関係法令に基づき所要の措置を講じてきたところでございます。

第2パラグラフに記載のとおり、令和4年6月に開催されたストックホルム条約第10回締約国会議において、新たにペルフルオロヘキサンスルホン酸とその塩及びPFHxS関連物質を同条約の附属書Aに追加することが決定されました。

これらを受け、第3パラグラフのとおり、令和6年6月21日に3省合同会合において、表1に示す化学物質について難分解性、高蓄積性であり、人や高次捕食動物への長期毒性を有するものであることから、化審法の第一種特定化学物質に指定することが適当であるとの結論が得られました。

今回の審議会におきましては、表1に示す化学物質を第一種特定化学物質に指定した際に講じるべき化審法上の所要の措置について御検討いただきます。

化審法に基づく第一種特定化学物質に係る主な規制及び措置につきましては、1ページ目下

段の（２）①から⑤にお示ししております。今回の審議会においては、２ページ目の（３）にお示ししているとおり、②の輸入禁止製品、③のエッセンシャルユース、④の技術上の基準に従わなければならない製品について御議論いただきます。

続きまして３ページ目を御覧ください。PFHxS関連物質の製造、輸入の規制の在り方等について御説明させていただきます。

（１）に記載のとおり、PFHxS関連物質は一般化学物質又は新規化学物質に該当いたしますが、一般化学物質であるPFHxS関連物質については、平成22年以降、製造・輸入の実績はなく、今後の製造・輸入・使用している事業者はいません。また、新規化学物質であるPFHxS関連物質についても届出、申出の実績はありません。

続いて（２）PFHxS関連物質の製造・輸入規制等の在り方についてです。

ストックホルム条約では、廃絶・制限の対象となった物質について、締約国で合意された用途については、製造、使用等の禁止の適用を除外する仕組みがありますが、PFHxS関連物質については、ストックホルム条約において、特定の用途を除外する規定はないこと、我が国において、製造・輸入等の実績が認められないことから、適用除外の対象を設けることなく、製造・輸入及びその使用を禁止する措置を導入することが適当であるとしております。

続きまして、２－２．PFHxS関連物質が使用されている製品の取扱いについてです。PFHxS関連物質が第一種特定化学物質に指定された後は、その使用は試験研究用途に限られますが、既に在庫等の形態で製品として存在している、ストックホルム条約対象のPFHxSとその塩及びPFHxS関連物質が使用されている製品として、今後も当該製品の使用が継続される可能性があり、かつ、環境汚染の可能性のある製品として、泡消火薬剤が挙げられます。

国内への輸入状況の詳細は不明であるものの、海外でPFHxS関連物質を使用した泡消火薬剤の製造実績があること、また、PFHxS関連物質に該当すると考えられる化学物質が使用された泡消火薬剤が在庫等の形態で製品として存在していることが確認されていることに鑑み、その取扱い等において環境汚染を未然に防止するための措置を講じることが望ましいとしております。

これらを踏まえた具体的な措置内容として、技術基準の遵守、環境汚染を防止するための措置等に関する表示が挙げられており、国は、それらの周知に努め、情報収集を実施するべき等とされております。

４ページ目の表のところに対象の製品の記載がございます。

その表の下部のところ、今後、上記製品については取扱いにおける技術上の基準及び環境

汚染を防止するための措置等に関する表示の内容を策定する必要があるとしており、その際に考慮すべき主要要素について4ページ目から5ページ目に記載がございます。読み上げについては割愛させていただきます。

続きまして5ページ、2-3. PFHxS関連物質が使用されている製品の輸入の禁止についてです。

PFHxS関連物質については、ストックホルム条約において廃絶の対象物質と決定されたことから、今後、諸外国においてもその製造・使用が禁止されています。

こうしたことを前提に、国内におけるこれまでのPFHxS関連物質の使用状況及び当該化学物質が使用されている主な製品の輸入状況、海外における使用状況を調査しました。

その調査結果が7ページでございます表3となっております。PFHxS関連物質が使用されている製品として消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤、金属の加工に使用するエッチング剤、メッキ用の表面処理剤及びその調製添加剤、はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地、はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服、はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物、はつ水剤・はつ油剤及び繊維保護材、半導体の製造に使用する反射防止剤、半導体の製造に使用するエッチング剤、半導体のレジストについて調査をしております。

この結果を踏まえ、PFHxS関連物質が使用されている場合は、輸入を禁止すべき製品について取りまとめたのが次のページでございます表4でございます。

これらについては、当該製品中にPFHxS関連物質が使用されている場合には、輸入を禁止する措置を講じることが適当であるとしております。

なお、PFHxS関連物質が使用されている製品の輸入状況については、今後も実態把握に努め、環境汚染を生じるおそれのある製品が確認された場合については、輸入禁止製品に追加する等の措置を速やかに検討すべきであるとしております。

続きまして、2-4. その他の必要な措置についてです。

化審法第34条では、第一種特定化学物質として指定された場合において、当該化学物質による環境の汚染の進行を防止するために特に必要があると認めるときは、必要な限度において、当該化学物質及びそれが使用されている製品の回収等の措置を命ずることができるとされております。

平成30年度から現在までに環境省において実施・公表された環境モニタリングデータに基づき、環境リスクを評価したところ、現時点ではリスク懸念箇所は確認できなかったことから、

現時点において製品の回収等の措置を命ずる必要はないと考えられるとしております。

また、ストックホルム条約において、残留性有機汚染物質を含む廃棄物は、適正な方法で処分することとされていることを踏まえ、在庫のPFHxSまたはその塩や、それらが使用されている製品が廃棄物となったものについては、廃棄物処理法等の関係法令に従い適切に措置する必要があるとしております。

最後に9ページ目、3. 今後の進め方について御説明させていただきます。

今後、PFHxS関連物質を第一種特定化学物質に指定するとともに、本資料の2. において検討した必要な措置を講ずるため、パブリックコメント、T B T通報等を実施した上で、政令の公布・施行を行います。具体的なスケジュールは記載のとおりでございます。

以上で資料の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○白石委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局の説明について御質問、御意見等ございましたら、チャット機能を活用して御自身のお名前、所属する審議会担当省名、御質問等がある旨をお知らせください。お願いします。

環境委員の吉岡委員からお手が挙がりました。お願いします。

○吉岡委員 環境委員の吉岡です。

一つ質問です。5ページに書いてあります表3、(1)の消火器に関する製造実績、あるいは輸入実績につきまして、「不明」とございます。そのほかの部分は何も「なし」等の確定した文言が入っているんですが、ここだけ不明というのは、どういう意味なんですか。

○白石委員長 はい、ありがとうございます。

事務局、お願いします。

○経産省事務局 経産省の事務局になります。

3ページにも書かせていただきましたが、輸入状況については、国内の製造実績は不明、輸入実績も不明とありますが、海外での製造実績があるということと、国内での在庫調査をいたしましたところ、製品として存在するということが確認されましたので、今回、輸入される蓋然性があるということで、輸入禁止製品として指定するということを考えております。

以上です。

○白石委員長 吉岡委員、よろしいでしょうか。

○吉岡委員 続いて質問してよろしいでしょうか。同じ質問のことですが。

○経産省事務局 お願いします。

○吉岡委員 国内の製造は不明で、製品分だけが残っているということでしょうか。

○経産省事務局 はい、把握したのは、そういう状況になります。

○吉岡委員 分かりました。

○白石委員長 よろしいでしょうか。

ほかの委員はいかがでしょうか。

環境の菅野委員、お願いします。

○菅野委員 はい。PFOA・PFOSの流れでいくと、やはり消火剤がどのくらい、例えば自動車の駐車場などに残っているかというのが一つの懸念点になるかと思いますが、これについては、2点質問がありまして、駐車場の消火剤というのは、賞味期限というのがあるので、ある一定の期間がたてば、火事などが起こらなくても、それを次のものに取り替える必要があるというふうに聞いてます。その際には、この物質を含んでいる古いものを新しいものと取り替えるときには、この指定によって、駐車場を管理している事業所なり家主が、処理のため、より多くの負担を被る事態が生じるのでしょうかというのが第1点です。また、第2点目は、今までの経緯からすると、回収しなくても環境には漏れないだろうという判断で回収しないという決定をされていますが、もし回収しようとする、どのくらいの費用がかかると計算されたでしょうか。

○白石委員長 はい。ありがとうございます。

では、事務局、御回答をお願いします。

○環境省事務局 環境省事務局でございます。

御質問いただいた1点目につきましては、泡消火薬剤の使用期限につきましては消防法等の関係の規定となっております、詳細について、この場では回答は困難でございます。

ただ、そういった泡消火薬剤の代替の機会におきましては、より安全なものに代替していただくよう、環境省としてもパンフレット等を通じてお願いしているところでございます。

続きまして、もう一点、御質問いただいた回収にかかる費用については計算をしております。

以上でございます。

○菅野委員 第1点のほうは、無害な新しいものに取り替えるように奨励する周知を行うというのは非常に正しいことだと思うのですが、その際に回収のための費用というのが余計にかかるようになるという情報はないですか。処理するために特殊な処理をしなければならなくなるかと思ったのです。普通に捨てるわけにいかないのです。

○白石委員長 それでは、事務局、お願いします。

○環境省事務局 環境省事務局でございます。

処分にかかる費用については、廃掃法関係のほうで適切な処分方法について検討されるというふうに考えておりますけれども、費用について計算等はしておりません。

○菅野委員 菅野です。すみません。

○白石委員長 菅野さん、続きをお願いします。

○菅野委員 PFOAやPFOSについては、産廃業者が持て余したのだから分かりませんが、廃棄場に活性炭を放置したのために、そこから地下水の汚染が始まったというニュースがあったものですから、この消火剤についても費用がかさむからということで、どこかに放置されて、汚染源になってしまった、などという事があってはいけないと思って質問した次第です。処理に関する手当というのは、不法投棄を誘発しないためにも、手厚くしたほうがいいのではないかと思うのですが、そこは3省合同で進めているメリットがあると思うので、経産、環境、厚生に、消防も含めて、横の連携を取って、万が一にも放置されて汚染が広がったなんていうことがないようにしていただければと思う次第です。

○環境省事務局 ありがとうございます。御指摘の点を踏まえ、検討させていただきます。

○白石委員長 ありがとうございます。

○菅野委員 よろしくをお願いします。

○白石委員長 大事な御指摘だと思いますので。

環境の鈴木委員からも関連でしょうか。お願いいたします。

○鈴木委員 はい。鈴木です。ありがとうございます。

基本的に製造・輸入の禁止をするということは、方針としてはよいと思いましたが、表3を見ると、ほとんどのものは、今も御指摘がありました、(1)だけが輸入実績不明で、ほかは全部なしなんですけど、現実にも、環境中のモニタリングデータで出ているので、どこから入ってきてるわけで。これから行われる製造・輸入の禁止という措置が従来よりもより実効的に有効であるということが必要だと思うんですが、この措置を取ることによって、どういうふうに今後不明であったり、ないことになっているけど、どこから入ってきてちゃっているものをこれからしっかり管理することができるんでしょうか。

○白石委員長 では、事務局、お願いします。

○環境省事務局 事務局よりお答えいたします。

まず、引き続き、化審法に基づく輸入・製造の届出は当然ない、ということを確認するのが

一つ。あと、出口側としてモニタリング、こちらは環境保健部というよりも、水・大気局が中心に取り組んでおり、PFOS・PFOA、あと、PFHxSも一部測定されておりますので、そういった中で存在状況の有無、存在する場合にはその量をウォッチしていくということになるかと考えております。

以上です。

○鈴木委員 はい。多分、それしかないかなという気もしますが、せっかくやられるので、ぜひ、できれば分からないところ、あるいは把握できなかったところが今後は新たに把握できるように努めていただければありがたいと思います。

以上です。

○環境省事務局 ありがとうございます。この点につきましては、PFOS・PFOAと同様でございます。同じようにPFHxSにつきましても、ウォッチしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○白石委員長 はい。コメントありがとうございました。

ほかに、御発言希望の方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

何点か御質問ありましたけども、事務局案について、異議はなかったと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、以上で本件についての質疑を終わりたいと思いますが、よろしいですか。

では、事務局より本件の取扱いについて御説明をお願いします。

○環境省事務局 事務局でございます。

本議題につきましては、3省の関係審議会での合同の開催、審議とさせていただきましたが、審議結果を踏まえた今後の手続・対応は審議会により異なります。各省の事務局から順次、御説明いたします。

○厚生労働省事務局 厚生労働省事務局より薬事審議会の手続等について御説明いたします。

本日の調査会で御審議いただきました内容につきましては、化学物質安全対策部会において御審議いただくこととしております。

○平林座長 ただいま説明のあった内容で、化学物質安全対策部会へ調査会から報告してよろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

○平林座長 ありがとうございます。

○環境省事務局 続きまして、経済産業省事務局、お願いいたします。

○経産省事務局 続きまして、経済産業省より化学物質審議会の手続等について御説明いたします。

今般、御審議いただきました第一種特定化学物質が使用されている製品で輸入を禁止するものの指定等については、経済産業大臣から化学物質審議会へ諮問されており、化学物質審議会の運営規程において諮問に係る事案を本安全対策部会に付託することができることになっております。

また、その内容が技術的専門事項であると認められるときは、本安全対策部会の決議は化学物質審議会議長の同意を得て、化学物質審議会の議決、すなわち答申とすることができることと定められております。今回は、この技術的専門事項に該当することから本安全対策部会の決議案を御相談させていただきます。

化学物質審議会安全対策部会の委員の方は、資料2、2ページの決議案を御覧ください。

(1) では、PFHxS関連物質について、法第24条第1項に規定する政令で定めるべき製品として消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤をはじめとした10製品を表に示しております。

続きまして、3ページを御覧ください。

(2) では、PFHxS関連物質について、法第28条第2項に規定する技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品として消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤を表に示しております。

この決議案について、東海部会長から安全対策部会に諮っていただきたく、お願いいたします。

○東海部会長 ただいま説明のあった決議案をもって、化学物質審議会安全対策部会の決議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○東海部会長 はい。ありがとうございます。

○環境省事務局 続きまして、中央環境審議会の手続等について御説明いたします。

中央環境審議会では、化学物質審査小委員会での議決は環境保健部会長の同意を得て部会の議決となり、さらに会長の同意を得て審議会の議決となるよう定められております。資料2の報告案を基に所定の手続を経た後、審議会の第四次報告案としたいと考えております。

中央環境審議会の委員の方は、資料2の報告案を御覧ください。

まず1ポツとして、第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製

品について、法第24条第1項に係る手続をお示ししております。

この表につきましては、先ほど経産省の報告案と同じ表をお示ししておりますので、詳細については割愛いたしますが、表に掲げる製品について、当該化学物質が使用されている場合には、輸入を禁止することが適当であると記載しております。

続きまして2ポツは、法第25条に基づき、第一種特定化学物質を使用できる用途について記載しております。PFHxS関連物質については、ストックホルム条約において特定の用途を除外する規定はなく、我が国においては製造・輸入等の実績を認められないことから、全ての用途について使用を禁止する措置を導入することが適当であるとしております。

3ポツ目が、第一種特定化学物質が使用されている場合に技術上の基準に従わなければならない製品について、法第28号第2項に関する措置について記載しております。

環境汚染を防止する観点から、こちらの表に掲げております消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤について、第一種特定化学物質が使用されている場合は、取扱事業者に対し、技術上の基準への適合義務や表示義務を課すことが適当であるとしております。

このような報告案を準備させていただいておまして、こちらの報告案について、白石委員長から化学物質審査小委員会にお諮りいただきたく、お願いいたします。

○白石委員長 ただいま説明のあった案について、本委員会の議決として了承してよろしいでしょうか。

○吉岡委員 よいと思います。環境、吉岡。

(異議なし)

○白石委員長 ありがとうございます。御異論ないということで、了承されたものといたします。ありがとうございました。

それでは、本件の今後の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

○環境省事務局 事務局でございます。

今後の予定を御説明いたします。先ほどの決議、報告等につきましては、各審議会で定められた手続を経て答申となり、公表されます。

○白石委員長 今後の取扱いについてはよろしいでしょうか。

以上で議題1に係る審議事項は終了といたします。

次に、議題2、その他として、事務局から何かございますでしょうか。

○経産省事務局 経済産業省事務局です。

2023年11月の3省合同審議会の資料2-3につきまして、一部間違いがある旨、発覚いたし

ましたため、訂正及び御報告させていただきます。

今、投影させていただいております資料左側に訂正前、また右側に訂正後の資料を投影させていただいております。

優先評価化学物質の指定の取消しがなされまして、現在は、一般化学物質としてスクリーニング評価の対象となっております物質におきましては、スクリーニング評価におきまして優先度高となった場合でも、優先評価化学物質時に詳細リスク評価をした際の条件等を踏まえまして、再度優先評価化学物質に指定すべきかどうかを判断しております。

そのうち、9ページのクロロエチレンの詳細評価の結果といたしまして、P R T R情報を用いたリスク推計に基づくリスク懸念地点もお示ししているところ、0の箇所が、正しくは1の箇所でありました。

間違いが発生した原因といたしましては、クロロエチレンを優先評価化学物質としてリスク評価を行った際に、有害性評価値として設定した発がん性のばく露推計におきまして、本来は経口と吸入の両方のばく露を考慮した値にてリスク評価をすることが毒性学的に妥当であるということになっていたところ、一般化学物質としてスクリーニング評価を行う際に、その際の計算方法を誤り、吸入経路のみで計算したことによります。経口経路分も合算するとH Qは1を超え、リスク懸念地点1か所となりました。

このため、この資料におきましてもリスク懸念地点数につきまして、1地点へ訂正するとともに、この訂正を踏まえまして、右側になりますけれども、「リスク懸念地点がなかった」という表現を「1か所であった」に訂正しております。

また、平成24年度から令和2年度実績におきましても、同様にH Qを算出したところ、リスクが懸念される地点はないため、この旨を追記しております。

その上で、リスク懸念地点数があるものの、懸念地点数が多くない場合に記載している文章として、「以上から」という文章を追記させていただいております。

本件につきましては、正誤表及び訂正後の資料を3省のホームページへ掲載しております。

また、先ほど、クロロエチレンの平成24年度から令和2年度までの懸念地点はないことは御説明いたしましたが、その他の排出元も含め、全体としても増加傾向にはないことを申し添えさせていただきます。

なお、本年11月に開催予定の3省合同審議会におきましても、スクリーニング評価の議題を予定しております。当該クロロエチレンにつきましては最新の排出状況等の動向をフォローしたものを含め説明させていただくことを考えております。

結論について大きな変更はないものの、このような間違いを起こしたことにつきまして、大変申し訳ございません。

また、今般の間違いが確認されたことを機に、他の資料にも間違いがないかを確認したところ、一部数値の転記ミスや分解性の記載ミスが見つかっております。このうち、本来は「難分解」のところを「良分解」と記載してしまったものもありましたが、再計算の上、いずれも優先評価化学物質への指定等については影響がない旨は確認しております。

今申し上げました点を含めた正誤表及び訂正後の資料を3省のホームページに掲載しております。誠に申し訳ございません。今後はこのような間違いが発生しないよう、客観的な視点も含めました複層的な確認の徹底等に努めてまいりたいと思います。

こちらからは以上です。

○白石委員長 はい。ありがとうございます。

では、ただいまの御報告に何か御質問、御意見があったらお願いします。よろしいでしょうか。

はい、どうぞお願いします。鈴木委員から手が挙がりましたので、どうぞお願いします。

○鈴木委員 すみません、白石委員長がたまたま同じ部屋にいるので。

訂正に関してはあったということで御説明を承りましたが、今の御説明だと、これ、もう少し中身について、状況について少し詳しい議論をする場を用意されるということかなと理解しましたが、これは正しいでしょうか。

○経産省事務局 はい。今年の11月の審議会でもスクリーニング評価の会を予定しておりますが、その中に最新の状況等も踏まえて、フォローした結果等を御説明させていただくことを予定しております。

○鈴木委員 数字の訂正というものは、一応、リスクとしては、この審査の結果自体を変える可能性は常にあることだと思いますので、少しきちっと議論する必要があると思いますので、議論する場をつくっていただけることが必要だと思います。

以上です。

○経産省事務局 はい。ありがとうございます。

○白石委員長 はい。コメントありがとうございます。

ほかに、御意見、御質問をお願いします。

○菅野委員 菅野ですけども。

○白石委員長 菅野委員、お願いします。

○菅野委員 結論的には、鈴木先生と全く同じです。やはり結論が変わらなかったというのは、今回たまたまラッキーですねという範囲のことであって、今後同じ合算のミスをしないうための方策も含めて、ぜひ11月の会ではワンセクション設けて検討していただければと思います。

以上です。

○白石委員長 はい。よろしいでしょうか。よろしくお願いします。

ほかに。

厚労の北嶋委員、お願いします。

○北嶋委員 ありがとうございます。チャットに入力したときにはまだご意見は出ていなかったのですが、結果的には鈴木先生、菅野先生と同じ意見なのですけれども、間違えることはあっても、それに対する方策立てがどうか、ということが大事であり、気をつけるだけだと弱いと思います。客観的な方策立ての方法が、もっと前面に出ればよいのではないかと、というのが一つです。もう一点は、こういった、間違いがありました、という表明や告白を快く受け付ける雰囲気づくりというのは大事なことだと思います。何か文句を言われそうだから隠そうというのが、一番まずい状態だと思いますので、この会としては、こういったものをウェルカムな状態にしておきたいという思いは、委員としてはございます。 以上でございます。

○白石委員長 コメントありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○菅野委員 そういう意味では、菅野ですが、追加でいいですか。

○白石委員長 はい、お願いします。

○菅野委員 過去数年にわたってチェックしていただいたので、非常に膨大な作業をした上での御報告だというふうに認識しました。ですので、塩化ビニールのモノマー、非常に毒性が強いことが有名なものを一般化学物質に下ろして、ずっと経過を見ているという、その重要性も含まれながら、非常に厳密なフォローをしていく必要があるということが分かった上で、こういう処置をされているという点は非常に評価したいと思います。

あとは、口頭で、先ほどおっしゃってましたが、この塩化ビニールモノマーのばく露の状況が増加してはいない、ということで、その様な背景情報を教えて頂ければ、今回、1地点、出たのは偶然だったのかなというような判定はできるのではないかと、というふうに伺いました。

以上です。

○白石委員長 ありがとうございます。

ほか、いかがですか。よろしいでしょうか。11月に少し議論をするということでよろしいで

すか。

事務局もよろしいでしょうか。

○経産省事務局 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○白石委員長 ほかの委員、よろしいですか。

それでは、以上で議題2に係る審議事項は終了とします。

合同審議会【第二部】の審議につきましては、いかがいたしましょう。13時55分からでよろしいですか。

○環境省事務局 はい。それでよろしいかと思えます。

○白石委員長 はい。では13時55分より開始したいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

なお、【第二部】につきましては非公開とさせていただきますのでYouTubeによる配信も行いません。【第二部】の委員の皆様には、開始時刻の13時55分までにお席にお戻りいただきますようお願いいたします。

(了)